

事業概要

令和6年度に実施した「こどもまんなかアンケート」の結果を踏まえ、全てのこども・若者の健やかな成長や幸せな状態の向上を図り、誰一人取り残さず、抜け落ちることない、「こどもまんなか」の居場所づくりを実現するため、市内の民間団体やグループ等が、こども・若者の健全な育成・支援並びに居場所づくりや体験活動を実施する事業に関する活動に加え、こども・若者が主体的に実施する事業についても助成を行い、舞鶴市全体でこども・若者の居場所づくりを推進する。

実施スケジュール

- ・5月初
市ホームページ、メール・LINE配信、SNS (Facebook、Instagram)、プレス発表等で広報
- ・5月7日～5月31日
申請受付
- ・6月17日
公募型補助金等交付対象者選定委員会において審議
- ・6月23日
交付決定
- ・時期未定
居場所づくりに関わる団体同士の意見交換会
- ・～R8.3月(予定)
事業実施
- ・～R8.3月(予定)
補助金交付

申請実績

補助対象事業	内 容	補助対象者	補助率	限度額	申請件数	決定件数	申請事業内容
交流・体験 活動支援事業	こども・若者に対し、多様な交流又は体験の機会を提供する事業(営利を目的とするもの及び学校行事に係るものを除く。)	こども・若者の健全な成長の支援に資する活動を行う団体	2分の1	30万円	10件	10件	・学習支援事業 ・イベント ・地域の清掃活動 ・こども食堂 ・コンサート など
こども・若者ま んなか活動支 援事業	こども・若者が主体となり、多様な交流又は体験の機会を自ら作る事業(営利を目的とするもの及び学校行事に係るものを除く。)	こども・若者で構成される団体	4分の3	10万円	1件	1件	・学生によるミニコンサート

舞鶴市こども・若者の居場所づくり支援事業 補助金交付申請の受付について

市内の民間団体やグループ等が、こども・若者の居場所づくりや体験活動を実施する事業及び、こども・若者が主体的に実施する事業について、その経費の一部を補助します。

下記の内容をご確認の上、本補助金制度をご活用ください。

◆ 対象となる事業 ◆

こども・若者が参加する、営利を目的としない事業で、以下のいずれか。

【A】 こども・若者の交流・体験等支援事業

こども・若者に対し、様々な交流や体験の機会を提供する事業であって、こども・若者の居場所づくりに寄与するものに対し、その経費の一部を補助します（ただし、学校行事を除く）。

（例）キャンプ等の野外活動、地域との交流イベント、農・林・漁業の体験活動、職場体験、こども食堂、学習支援等

【B】 こども・若者まんなか活動助成事業

こども・若者が主体となり、様々な交流や体験の機会を自ら作る事業であって、こども・若者の居場所づくりに寄与するものに対し、その経費の一部を補助します（ただし、学校行事を除く）。

（例）こども・若者が主催するダンス・音楽イベント、プログラミング・工作体験教室、地域との交流イベント等

1. 対象となる団体

以下のいずれにも該当する団体が対象となります。

- 1) 団体の活動が、主にこども・若者の健全な成長の支援および居場所づくりに資するものであること
- 2) 団体の構成員名簿を提出できること

2. 補助の対象となる経費

- 1) 謝金(補助対象者の構成員に対するものを除く)
- 2) 旅費・交通費
- 3) 消耗品費
- 4) 印刷製本費
- 5) 通信運搬費
- 6) 材料費
- 7) 委託料
- 8) 借上料
- 9) その他事業の実施に係る経費

3. 補助金の額

【A】対象経費の1/2（限度額：30万円）

【B】対象経費の3/4（限度額：10万円）

4. 提出書類（申請は公募制とし、交付決定には審査があります。）

- 1) 交付申請書
- 2) 事業計画書
- 3) 収支予算書
- 4) 団体の構成員の名簿
- 5) その他事業の内容がわかる資料

5. 補助金交付までの流れ

- 1) 交付申請の受付
- 2) 交付申請事業の審査・決定
- 3) 申請者に補助金交付決定（または不交付決定）を通知
- 4) 活動の実施
- 5) 事業完了後、実績報告書の提出
- 6) 補助額の確定
- 7) 補助金の振込

6. 受付期間

令和7年5月7日（水）から令和7年5月30日（金）

※申請書様式等は、舞鶴市ホームページよりダウンロードできます。

◆ 提出先及び問い合わせ先 ◆

〒625-8555 舞鶴市字北吸 1044

舞鶴市健康・こども部 こどもまんなか室 子育て応援課

TEL：0773-66-1008、メール：kosodate@city.maizuru.lg.jp